

＜対策のポイント＞

森林・林業・木材産業に関する高度で幅広い技術、知識及び経験を有する**林業普及指導員**が、地域全体の森林の整備・保全や林業の成長産業化を目指した総合的な視点に立ち、**森林所有者等に対し、技術・知識の普及と施業に関する指導を行う**とともに、市町村に対して**市町村森林整備計画の作成や森林経営管理制度の円滑な運用に必要な技術的な支援**を行います。

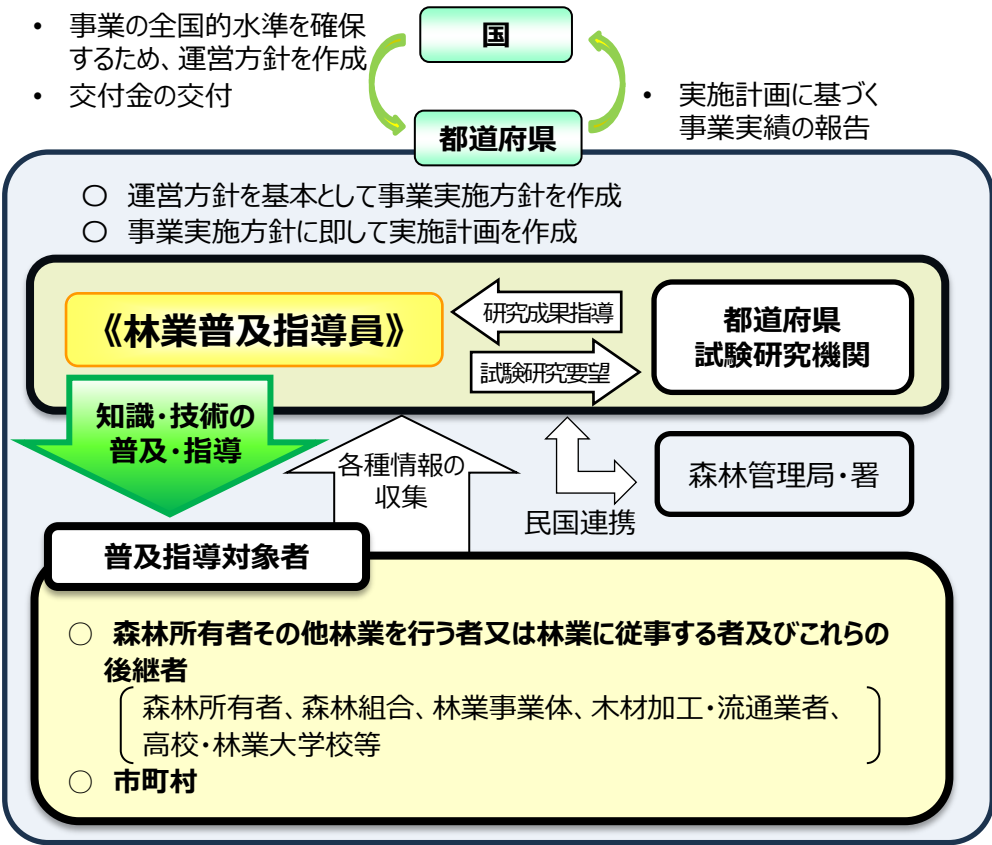
＜事業目標＞

森林所有者や林業事業体、市町村等に対し、森林及び林業に関する技術や知識の普及を図ります。

＜事業の内容＞

- 森林法第187条に基づき、都道府県が**林業普及指導員**を設置し、**森林所有者、市町村等に対して林業に関する知識や技術を普及・指導するために実施**する以下の林業普及指導事業を支援します。
- ① 林業普及指導員の設置
- ② 林業普及指導員による計画的な巡回指導活動の実施
- ③ 巡回指導に必要な普及車両の配備
- ④ 林業普及指導員の経常活動に必要な資機材の整備
- ⑤ 林業普及指導員の資質向上のための技術研修、シンポジウムの開催
- ⑥ 試験研究の技術成果の現地実証
- ⑦ 林業普及指導員が計画的に情報活動を実施するための情報システム整備、特定情報調査（林業の機械化、森林被害の予防、防除等のうち、早急に普及する必要のある項目）の実施
- ⑧ 林業普及指導員による林業大学校への支援活動
- ⑨ 林業普及指導員と林業事業体等が連携した高校生の就業体験や林業後継者を対象とした知識・技術向上に資する取組
- ⑩ 林業普及指導員と森林管理局・署職員との情報交換会や施業の効率化・平準化のための現地検討会等の開催・参加
- ⑪ 林業普及指導員によるICT等を活用した新たな林業技術や専門的知識の普及

＜事業イメージ＞



＜事業の流れ＞

